

試験結果報告書

株式会社 北海道環境キテール 殿

環境計量証明事業 群馬県環第39号
環境省指定調査機関 環2004-1-19

昭和環境分析センター 株式会社

群馬県館林市堀工町1884番地の28

電話 0276(75)5500 FAX 0276(73)3499

ご依頼の試料について分析した結果下記
のとおりであったことを報告します。

試料名	地下水(上流)
調査名	喜茂別 管理型産業廃棄物最終処分場 水質検査
採取場所	地下水(上流)
採取年月日	平成23年12月21日
採取業者名	株式会社 北海道環境キテール
採取区分	持込試料

分析項目	単位	分析結果	定量下限	基準	分析方法
カドミウム	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 55.2
全シアン	mg/l	不検出	0.1	不検出	JIS K 0102 38.3
鉛	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 54.2
六価クロム	mg/l	< 0.005	0.005	0.05	JIS K 0102 65.2.3
砒素	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 61.2
総水銀	mg/l	< 0.0005	0.0005	0.0005	昭和46年環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年環告第59号付表2
PCB	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	< 0.0002	0.0002	0.002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	< 0.0004	0.0004	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.004	0.004	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0005	0.0005	1	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0006	0.0006	0.006	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.002	0.002	0.03	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.0005	0.0005	0.01	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.0002	0.0002	0.002	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/l	< 0.0006	0.0006	0.006	昭和46年環告第59号付表4
シマジン	mg/l	< 0.0003	0.0003	0.003	昭和46年環告第59号付表5
チオベンカルブ	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	昭和46年環告第59号付表5
ベンゼン	mg/l	< 0.001	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2
セレン	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	< 1	1	10	JIS K 0102 43.2.5及び43.1.2
ふっ素及びその化合物	mg/l	< 0.1	0.1	0.8	昭和46年環告第59号付表6
ほう素及びその化合物	mg/l	< 0.1	0.1	1	JIS K 0102 47.3
電気伝導率	mS/m	12	0.1	—	上水試験方法:2011
塩化物イオン	mg/l	8	1	—	JIS K 0102 35.3

備考

- ・ < 印は定量下限値未満を示します。

検体区分:L68

環境計量士	市川 秀和	分析担当	小林	林	宮田
-------	-------	------	----	---	----

試験結果報告書

株式会社 北海道環境キテール 殿

環境計量証明事業 群馬県環第39号
環境省指定調査機関 環2004-1-19

昭和環境分析センター株式会社

ご依頼の試料について分析した結果下記
のとおりであったことを報告します。

群馬県館林市堀工町1884番地の28
電話 0276(75)5500 FAX 0276(73)3499

試料名	地下水(下流)
調査名	喜茂別 管理型産業廃棄物最終処分場 水質検査
採取場所	地下水(下流)
採取年月日	平成23年12月21日
採取業者名	株式会社 北海道環境キテール
採取区分	持込試料

分析項目	単位	分析結果	定量下限	基準	分析方法
カドミウム	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 55.2
全シアン	mg/l	不検出	0.1	不検出	JIS K 0102 38.3
鉛	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 54.2
六価クロム	mg/l	< 0.005	0.005	0.05	JIS K 0102 65.2.3
砒素	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 61.2
総水銀	mg/l	< 0.0005	0.0005	0.0005	昭和46年環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年環告第59号付表2
PCB	mg/l	不検出	0.0005	不検出	昭和46年環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	< 0.0002	0.0002	0.002	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	< 0.0004	0.0004	0.004	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	JIS K 0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	< 0.004	0.004	0.04	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0005	0.0005	1	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	< 0.0006	0.0006	0.006	JIS K 0125 5.2
トリクロロエチレン	mg/l	< 0.002	0.002	0.03	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	< 0.0005	0.0005	0.01	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	< 0.0002	0.0002	0.002	JIS K 0125 5.2
チウラム	mg/l	< 0.0006	0.0006	0.006	昭和46年環告第59号付表4
シマジン	mg/l	< 0.0003	0.0003	0.003	昭和46年環告第59号付表5
チオベンカルブ	mg/l	< 0.002	0.002	0.02	昭和46年環告第59号付表5
ベンゼン	mg/l	< 0.001	0.001	0.01	JIS K 0125 5.2
セレン	mg/l	< 0.005	0.005	0.01	JIS K 0102 67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	< 1	1	10	JIS K 0102 43.2.5及び43.1.2
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.1	0.1	0.8	昭和46年環告第59号付表6
ほう素及びその化合物	mg/l	< 0.1	0.1	1	JIS K 0102 47.3
電気伝導率	mS/m	14	0.1	—	上水試験方法: 2011
塩化物イオン	mg/l	8	1	—	JIS K 0102 35.3

備考

- ・ < 印は定量下限値未満を示します。

検体区分:L69

環境計量士	市川 秀和	分析担当	小林	林	宮田
-------	-------	------	----	---	----

1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(総理府第67号)別表第3に定める係数(WHO-2006の係数)を用いた。
3. 環境基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環告68)より引用した。

1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（総理府第67号）別表第3に定める係数（WHO-2006の係数）を用いた。
3. 環境基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（環告68）より引用した。